

6、北海道大学の戦前と戦後

北海道帝国大学（北大）は、自らの学生と教師が冤罪に巻き込まれたのだから本来、被害者の立場にある。したがって加害者・国家権力に対しては共闘の関係にあるのだが、そうはなっていない。事件が起きて以来、北大は無言と回避に終始、それでいて密かに治安権力に迎合し、これを隠蔽する対応を重ねてきた。

このため、本会の活動も当初は北大を主な交渉相手とした。結果として想外の成果を含め、幾つかの共通認識を持ち得たものの、核心に迫るにつれて溝が深まり、共闘への展開は見えてこない。ここにも国家権力による締め付けがあるからだと教えてくれる。

対北大を忽せにできない理由はもう一つある。それは、大学の自治、学問の自由、そして北大にはクラーク精神があるからだ。折から昨今、巨大な無関心層と戦後史否定の分断層が蔓延っている。これには戦後平和教育の土壌衰退も原因しており、時代を変えるには地道な教育の積み重ねが必要だと教えてくれている。

●隠された「退学」処置の真相

本会が北大に求めたのは、①冤罪の事実を共有し②宮澤弘幸に課した不当な退学処置を撤回することで北大生としての名誉を回復し③これを以て宮澤弘幸に謝罪する（既に故人となっているので実際には遺族へ謝罪）——だった。

これに対し北大は、①については事実上同意し、②については関

係する一連の原資料・文書を事実上公開し、名誉回復につながる措置を開いたが、③については言を左右にして応じずにいる。

核心の退学処置については、当初、学籍簿に「家事上の都合」との記載があるのを根拠に、本人事由による退学だったと強調していたが、重ねての追及に、戦前から密封・放置されていた一連書類を発見し開けたと釈明、宮澤本人の自筆と思われる「退学願」をはじめ教授会議事録、人事指令書、さらには予想外の「復学願」など9種29点に及ぶ原物を提示してきた。

この結果、北大自身による分析で、昭和17年（1942）4月1日付の「退学願」を「4月30日から5月7日までの間」に学部当局が受理し、退学処置を執つて教授会に報告した——との流れが明らかとなった。また、「復学願」（1945年12月8日付）も、退学願と同様の経過で、復学許可の処置がとられていた。

だが、実際の処置には闇がある。おそらく「退学願」は、起訴（4月9日）を前に、北大当局の意向を宮澤弘幸が何らかの事由で受入れ、検察あるいは警察の監視下で不本意ながら書かされた——との蓋然性が高い。それは「退学願」の日付よりも後の司法公文書である判決（札幌地裁及び大審院）には一貫して「被告 北海道帝国大学工学部学生」と明記されているからだ。

北大にとって、学内に「起訴された教官や学生」が存在することは何としても避けたい——との強迫観念から強引な学内処置がと

られたと推測される。実際、レーン夫妻に対しては、同様、起訴を前に、雇用契約を一方的に破棄し、文部省に報告している。

●事実上、名誉回復されたレーン夫妻

「レーン夫妻の来歴」にあるように、1950年秋、北大では有志教員の間から夫妻を再び招こうとの声が起こった。夫妻もそれを希望していたので実現し、51年再び赴任した。これによって夫妻の名誉も事実上回復されたが、この前後を通じ、夫妻、北大とも事件については何も語ることはなかった。

夫妻に学んだ元学生は、今も健在の人が少なくない。2018年の秋には、その一人が在学中に撮りためた写真を「北海道大学 夢風景」と題して刊行した。そこには戦後の1954年撮影の穏やかな表情のハロルド・レーンさんがいる。(35頁参照)

●戦後も無視され続けた宮澤弘幸

起訴を前に、学内処置で「退学願」を書いた宮澤弘幸は、それ以後、北大では居なかった者として、一貫無視された。

1965年刊の北大正史『創基八十年誌』、80〜82年刊の『百年史』とも、レーン夫妻の日米交換船による米国送還には触れていないが、宮澤弘幸については何の記述もない。

89年9月に上田誠吉弁護士による『ある北大生の受難』が刊行された後、2001年刊の『北大の125年』で初めて冤罪の事実と宮澤弘幸の名が記されたがわずかに10数行のみだった。

2010年になってようやく、『北大大学図書館年報』第5号に

同文書館長による論考「冤罪事件調査報告」が掲載された。

●北大対応の中間到達点

北大との対応は、本会発足の2013年1月以来、断続して重ねられ、翌14年5月7日、この時点での集大成となる対面の場が北大構内で持たれた。宮澤弘幸の実妹・秋間美江子さん同席で、北大から6項目にわたる表明があり、実質、合意事項となった。

① 「北海道大学宮澤記念賞」を創設する。(2015年、第一回として学生10人に授与)

② 本件は冤罪だった。歴史の出来事として風化させない。

③ 北大創基150年の正史でも同趣旨の見解を掲載する。

④ 北大総合博物館に本件事件のパネルを展示する。

⑤ 百年記念館でも宮澤弘幸に関する展示を行う。

⑥ 秋間美江子寄贈アルバムの常設展示コーナーを設ける。

だが、その後、学内事情に変化があったのか、本会からの呼びかけにも門戸を閉ざし、合意事項の履行も停滞している。

この他、本会が事務局となって起こした「心の会の碑」(仮称)建立運動がある。1159人の賛同を得、北大構内の元・外国人教師官舎のあった林を建立地に想定して北大当局に協力を求めているが、2014年10月末に「応じられない」との回答があつてこれも停滞している。

(対北大関係では本会刊行物のほか、『北大大学図書館年報』第9号に事実経過、原文書、関連資料が収録されている)

7、正確に伝えたい事項

*原典は「総資料総目録」17ページ

●逮捕と検挙——本件は令状抜きの一斉検挙だった

「逮捕」の語は、当時の司法・治安当局（国家権力）自身が使っていない。全て検挙。逮捕状抜きの勾引（検挙）を可能にした元凶は1941年施行の国防保安法。同じ手口はナチスドイツでも使われ、ワイマール憲法を骨抜きにする糸口となった。

●12・8一斉検挙——臨場の真相究明で欠かせない視点

宮澤弘幸らの検挙は、12月8日との公記録（『外事警察概況』）があるだけで、場所、時間とも不明。伝聞は複数あるが、合理的に説明できる裏づけも状況証拠もない。蓋然性では、早朝それぞれ自宅で検挙、との推測に合理性があるが、ここでは思い込みを排し、視点を明確にした上での究明が大切になる。

●海軍根室飛行場——公然の存在が冤罪の立体証拠に

国家権力による冤罪を突き崩す一番の証拠となったが、その半面、一連の記録・記述には、伝聞や思い込み、記憶違いが少なくなく、これら事実誤認が確定判決にまで引用されている。究明にあたっては原資料を確かめ吟味して当る必要がある。

●拷問と良心——卑劣な本質踏まえ、惑わされない対応

拷問は密室の中で残酷に狡猾に行われ、証拠も消された。それ

だけに感情論の先走りした議論となりがちで、真相究明を妨げてさえいる。また、耐え抜いた被害者を英雄視することで弊害も起こしている。刑務所での制裁、不当な制裁との混同もある。

●教師失職——戦争そのものが個人に強いる犠牲

レーン夫妻は、冤罪に嵌められ職も生活も奪われた、と流布しているが、正確ではない。正しくは、日米開戦によって雇用契約を一方的解約されたことによる。正式の身分は「傭外国人教師」。たまたま開戦も一斉検挙も同日だったが峻別が必要。

●北大の怪——宮澤「退学願」を欲したのは誰か？

「退学願」の顛末は既に触れたが、大学としての戦時対応を見極める核心といっている。表の書類が整っているだけに、裏にひしめく醜怪さが際立つ。宮澤弘幸の視点から見ると、一番の心証は、宮澤に退学を願う動機が全くないことだ。

●日米交換船——引き延ばされたレーン夫妻強制送還

レーン夫妻の米国送還をめぐるのは、在米日本高官の救出のための交換要員だとか、相互スパイ交換だとか、流説、臆説が乱れた。戦時下での「敵国人」になったとはいえ、国家間の思惑で翻弄された犠牲者として正確に記録されるべきだ。